

# 一関労働基準監督署からのお知らせ

令和5年  
1月号

明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひ申し上げます。

一関労働基準監督署 職員一同

## 1, 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底をお願いします！

新型コロナウイルス感染症については、現在第8波の状況にあり、感染拡大に歯止めがかからない状況が続いています。

また、当署管内複数の事業場から職場内感染の発生が報告されています。

感染拡大の防止には、マスクの着用、3密の回避、消毒の徹底などの基本的な感染対策の徹底が重要です。

岩手労働局HP 新型コロナウイルス支援サイト

⇒ [https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/choutatsu\\_uriharai/nyusatsu\\_00008.html](https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/choutatsu_uriharai/nyusatsu_00008.html)



**職場内における感染防止対策の着実な実施を引き続きお願い申し上げます。**

## 2, 岩手県特定(産業別)最低賃金が改定されました！

岩手県特定(産業別)最低賃金が以下のとおり改定されました。

現在の賃金額が改定額を下回っている場合は、発効日から賃金額を改正する必要があります。

※ 最低賃金の対象となる賃金には、時間外・休日・深夜手当、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与は含まれません。

⇒ <https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/content/contents/001328404.pdf>



● 以下の6産業については、特定(産業別)最低賃金が設定されています。  
 ※適用する産業については、裏面を参照してください。  
 なお、次の労働者については、特定(産業別)最低賃金の適用から除外され、岩手県最低賃金が適用されます。  
 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの  
 (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者  
 (4) 下記(ア)及び(イ)の業務に主として従事する者

<b>鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業</b> <b>時間額 908円 令和4年12月31日発効</b>	<b>自動車小売業</b> <b>時間額 903円 令和5年1月1日発効</b>
<b>光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業</b> <b>時間額 886円 令和4年12月31日発効</b> <small>次の業務に主として従事する者は除外されます。          (ア) 手作業による包装、袋詰め又はバリ取り若しくは検品の業務</small>	<b>各種商品小売業</b> <b>時間額 767円 平成28年12月11日発効</b> <small>●「各種商品小売業」に該当する事業所のうち、従業員が常時50人未満の事業所に適用されます。</small>
<b>電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業</b> <b>時間額 877円 令和4年12月31日発効</b> <small>次の業務に主として従事する者は除外されます。          (イ) ①手作業による包装又は袋詰め業務          ②手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、かしめ、取付け、巻線又はバリ取りの業務</small>	<b>百貨店、総合スーパー</b> <b>時間額 800円 平成30年12月28日発効</b> <small>●「各種商品小売業」に該当する事業所のうち、従業員が常時50人以上の事業所に適用されます。</small>

注: 「各種商品小売業」は、平成28年12月11日に767円に、「百貨店、総合スーパー」は、平成30年12月28日に800円に改正されて以来、据置きとなっています。  
 当該特定(産業別)最低賃金は、現在の岩手県最低賃金を下回っていますので、岩手県最低賃金854円が適用されます。

## 3, 業務改善助成金(通常コース)が拡充されました！

厚生労働省では、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引き上げを図る中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた取り組みを支援するため、中小企業・小規模事業者が利用しやすくなるよう、助成上限額の引き上げ、助成対象経費の拡充、対象事業場の拡大などを改定しました。

岩手年末年始無災害運動・冬季死亡災害ゼロ100日運動期間中です！  
冬季型労働災害(凍結等による転倒災害・交通労働災害)を防止しよう！

助成金の受け付けは、令和4年12月12日から、**申請期限は令和5年3月31日（事業完了期限：令和5年3月31日）**となっています。  
詳しくは、岩手労働局雇用環境・均等室までお問い合わせください。



**助成上限額・助成率**

**助成上限額**

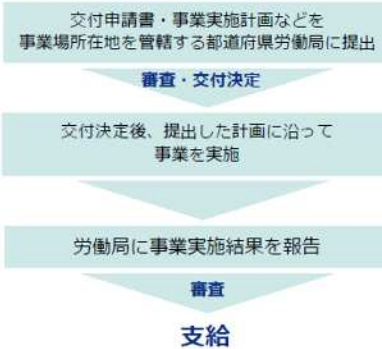
コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者【A】
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

**助成率**

870円未満	9/10
870円以上 920円未満	4/5 (9/10)
920円以上	3/4 (4/5)

- ・（）内は生産性要件を満たした事業場の場合
- ・「生産性」とは、企業の決算書類から算出した労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

**助成金支給の流れ**



※ 10人以上の上限額区分は、＜特例事業者＞（裏面参照）が対象です。

**4, 令和4年11月末現在における労働災害発生状況について**

**休業4日以上の死傷災害 164件（前年同期と比較して+42件、+34.4%）**  
**うち、死亡 2件（前年同期と比較して+2件）**

当署管内において、令和4年11月末までに発生した休業4日以上の死傷災害は全産業では164件（前年同期比+42件、+34.4%）で、このうち新型コロナウイルス感染症によるものは49件で、これを除くと115件（前年同期比-7件、-6%）となっています。また、死亡災害はこのうち2件となっています。

業種別では、新型コロナウイルス感染症によるものを除くと、製造業32件（同+3件、+10%）、建設業17件（同-7件、-29%）、運輸交通業17件（同+10件、+143%）、保健衛生業13件（同±0件、±0%）、商業11件（同-8件、-42%）の順となっています。

事故の型別では、新型コロナウイルス感染症によるものを除くと「転倒」が35件で34%を占め、次いで「はさまれ・巻き込まれ」17件15%、「墜落・転落」16件14%となっています。「転倒」は前年同期の37件から35件と2件減少していますが、事故の型別で最も多い状況が続いています。

当署では、令和4年における労働災害の発生件数を13次防目標値である133件以下となるよう、労働災害防止についての周知・啓発、監督指導等に努めて参りましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、目標を達成することはできませんでした。

令和5年は、令和4年確定値から新型コロナウイルス感染症によるものを除いた件数より10%以上減少させるべく、引き続き労働災害防止についての周知・啓発、監督指導等に努めて参りますので、労働災害防止についてのご協力をお願い申し上げます。

また、いよいよ降雪期を迎えました。従来型の労働災害防止対策に加えて、冬季型労働災害（凍結等による転倒災害・交通労働災害）防止対策も重要となります。

皆様の事業場におかれましては、11月21日からの冬季死亡災害ゼロ100日運動、12月1日からの岩手年末年始無災害運動などを通じて、労働災害防止対策の着実な実施について、より一層努めていただきますようお願い申し上げます。



岩手県最低賃金は時間額『854円』です！（令和4年10月20日発効）  
「使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。」